

夏本番、子どもの水難事故に細心の注意を

水辺で遊ぶときは必ずライフジャケットを着用

海や川、プールなどでの水難事故は、夏に集中して発生します。今年は新型コロナの影響で、開設しない海水浴場があります。その場合、監視員などはいません。事前に開設しているかどうかを確認しましょう。水辺で活動するときは、子どもだけにせず、必ず大人が付き添ってください。また、次のことに注意してください。

■ライフジャケットを着用する

着用すれば生存率が2倍以上になっています(右のグラフ参照)。子どもだけでなく、大人も着用しましょう。

■遊ぶ前に天気予報を確認する

川遊びの場合、上流で雨が降ると一気に水位が上昇します。事前に天気予報を確認しておきましょう。

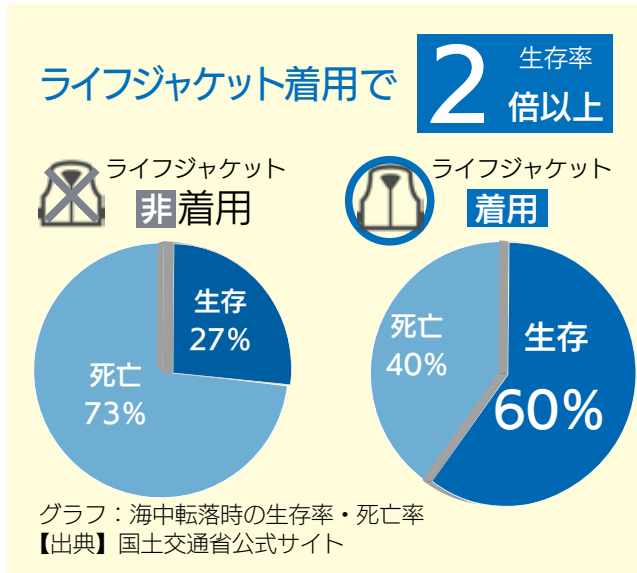
■水に入って救助しない

溺れている人はパニック状態のため、助けるために水に入った人をつかんで離しません。溺れている人を見つけたら、浮き輪やペットボトルを投げるなどして、陸上から救助するようにしましょう。

□全小学校で着衣水泳開催

水の事故をなくすため、市内全ての小学校で着衣水泳を実施しています。市B&G指導会の講師がペットボトルなど、身近なものを使った浮き方などを指導。児童は水の怖さを身をもって体験しています。

【問】市生涯学習課スポーツ推進係 ☎ 77・8837



道路の異常を見つけたら市建設課へ連絡を

安全で快適に利用できるよう協力してください

8月は「道路ふれあい月間」です。この機会に、道路の役割や重要性を認識し、道路を常に美しく安全で快適に利用できるよう協力をお願いします。

■穴ぼこや側溝ふたの破損の早期発見にご協力を

道路舗装の穴ぼこや側溝のふたの破損など、道路の異常は大きな事故を引き起こす可能性があります。市は、道路に異常がないか日ごろからパトロールをしていますが、市内全域を把握するのは不可能です。より早く道路の異常を把握するため、穴ぼこや側溝のふたの破損など見つけたときは、市建設課へ連絡してください。

【問】同課維持係 ☎ 77・8546

【左】道路上にできた穴ぼこ 【右】側溝のふたの破損



介護保険施設利用者の負担限度額を見直し

介護施設の入所者やショートステイを利用する人などの食費・住居費が対象

介護施設の入所者やショートステイなどの利用者は、介護保険サービスの利用料の他に、居住費や食費などを払わなければいけません。低所得者は、申請をすれば、所得に応じた自己負担限度額を超えたときに、超えた分が介護保険から給付されます。

8月1日から、自己負担額の認定要件と、介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費の負担限度額が変更されます(下表)。第1段階の生活保護受給者は、要件や限度額の変更はありません。

【問】市福祉課高齢者福祉係 ☎ 77・8516

■変更前

利用者負担段階	自己負担額の認定要件		1日当たりの食費の自己負担限度額	
	年金収入など所得の状況	預貯金など	施設入所者の食費	ショートステイ利用者の食費
第2段階	80万円以下	単身 1000万円以下 夫婦 2000万円以下	390円	390円
第3段階	80万円以上		650円	650円



■変更後

利用者負担段階	自己負担額の認定要件		1日当たりの食費の自己負担限度額	
	年金収入など所得の状況	預貯金など	施設入所者の食費	ショートステイ利用者の食費
第2段階	80万円以下	単身 650万円以下 夫婦 1650万円以下	390円	600円
第3段階①	80万円超～120万円以下	単身 550万円以下 夫婦 1550万円以下	650円	1000円
第3段階②	120万円超	単身 500万円以下 夫婦 1500万円以下	1360円	1300円

※申請は、本人と世帯全員が住民税非課税であることが要件です。

高額介護サービスの負担限度額が変更

8月1日から一定年収以上の高所得者は自己負担の上限額を引き上げ

介護サービスを利用した人は、自己負担割合に応じた利用料を負担する必要があります。1カ月に支払った介護サービスの自己負担が一定の上限額を超えたときは、申請をすると「高額介護サービス費」として超えた分が払い戻されます。8月1日から、一定年収以上の高所得者は自己負担の上限額が引き上げられます。年収が770万円未満の区分の人たちは、上限額に変更はありません。

【問】市福祉課高齢者福祉係 ☎ 77・8516

■変更後の自己負担の上限額

区分	上限額(月額)
年収1160万円以上	14万100円
年収770万円～1160万円未満	9万3000円

介護保険料の還付金をかたる
偽電話詐欺に注意



市役所を名乗り、介護保険料の還付金に関する不審な電話があったという情報が複数寄せられています。市や、県から保険料を電話でお知らせすることはありません。また、口座番号を聞き出したり、ATMに誘導したりすることはありません。怪しいと思ったら、一人で判断せずにすぐに相談してください。

【問】市福祉課高齢者福祉係 ☎ 77・8516